

今宿コミュニティガーデン友の会 会則

(名称および事務所)

第1条 本会は、今宿コミュニティガーデン友の会(以下、本会という。)と称し、事務所を横浜市旭区今宿2-20に置く。

(目的)

第2条 本会は、コミュニティガーデンという場を通じて、緑や人とふれあい、気づき、学び、多世代間の交流やコミュニティの活性化を図るとともに、地域環境や地球環境の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、次の事業および業務をおこなう。

- (1) 今宿コミュニティガーデンの造成、整備、維持
- (2) 今宿コミュニティガーデンの企画・運営・管理に関する事。
- (3) 今宿コミュニティガーデンの使用申込受付に関する事。
- (4) その他、今宿コミュニティガーデンの円滑な運営に関する事。

(会員)

第4条 本会の目的および事業に賛同して入会した次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(入会・退会)

第5条 本会の会員になる場合は、別に定める入会申込書により代表に申し込むものとする。退会の場合は、代表に申し出て任意に退会することができる。

(会費)

第6条 本会の会員は、総会において別途定める会費を納入しなければならない。既納の会費は返還しない。

(総会)

第7条 本会の総会は年1回の通常総会と臨時総会とする。

- 2 総会は代表が招集する。
- 3 議長は、代表がおこなう。
- 4 議決は、出席者の過半数をもって決し、同数の時は議長がこれを決す。
- 5 総会は、次の事項について決議する
 - ・ 規約の変更
 - ・ 事業計画および収支予算に関する事項
 - ・ 事業報告および収支決算に関する事項
 - ・ 役員の選任等に関する事項
 - ・ 会費等に関する事項
 - ・ その他、本会の運営に関する重要事項

(役員)

第8条 本会には、次の役員を設ける。

- (1) 代表および副代表
- (2) 会計および会計監査
- (3) 常任委員

(役員ならびに役員の選出)

第9条 本会の役員は、総会において会員の互選により下記の通り選出する
代表1名 副代表3名以内 会計1名 常任委員10名以内 会計監査2名

(役員の仕事)

第10条 代表は、本会を代表し会務を掌理する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故のある時はその職務を代行する。
- 3 会計は経理を掌理する。
- 4 常任委員は総会の決定事項を受け本会の事務事業を執行する。
- 5 会計監査は会計事務を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補充役員の任期は前任者の残存期間とする。

(役員会)

第12条 役員会は代表が招集し議長となる。

- 2 本会は、今宿コミュニティガーデンの管理運営上必要あるときは随時召集する。
- 3 議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費・寄付および助成金等の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則

(実施期日)

- 1 平成17年4月22日施行。
- 2 平成17年5月23日一部修正(会の名称変更)。
- 3 平成17年7月23日一部修正(賛助会員規定)。
- 4 平成18年4月22日一部修正(目的、入退会、総会)
- 5 平成19年3月24日一部修正(役員数)
- 6 平成20年4月12日一部修正(目的、役員数)